



事業主の皆さん給与支払報告書の提出をお願いします!



ポテくまくん すてきな夢をみてるんだね♪

前年中に個人に対して給与・賃金等を支払われた法人・個人は、その受給者の1月1日現在（または退職時）に住民登録をしている市区町村に、給与支払報告書を提出する義務があります。

令和2年度に、市へ給与支払報告書の提出のあった事業所または市県民税の特別徴収の実績がある事業所へ、12月中旬に総括表（給与支払報告書提出時の表紙）を発送しますので、ご利用ください。

総括表が届かなかった場合は、市HPから様式をダウンロード、印刷してご使用ください。

提出期限は令和3年2月1日(月)までです

パートやアルバイトなどの就業形態にかかわらず提出をお願いします。e LTAX（地方税の手続きをインターネットを利用して電子的に行うシステム）での給与支払報告書の提出も受け付けています。

給与所得者の市県民税は、「特別徴収（給与天引き）」で納税をお願いします

埼玉県と県内全ての市町村では、市県民税の特別徴収による納税を徹底するため、該当する全ての事業所を、原則として「特別徴収義務者」に指定する取り組みを進めています。引き続き特別徴収による納税にご協力をお願いします。

また、退職等の異動があった場合は、速やかに「給与所得者異動届」の提出をお願いします。

問 市民税課市民税担当 22-2209

秩父税務署からのお知らせ

税務署窓口でのご相談は、窓口の混雑緩和のため、原則として「事前予約」をお願いします。

※ご希望の日時でご予約できない場合もありますので、ご了承ください。

（事前予約）

秩父税務署 22-4433

※事前予約は、自動音声案内で

「2」の番号を選択

なお、令和3年1月4日(月)～3月31日(水)までの期間については、

所得税・贈与税および個人事業者の消費税の申告に関する相談の事前予約は行つておりません。

◎国税に関する質問は国税庁HP「タックスアンサーセンター」に掲載されています。



確定申告に便利なID・パスワードを取得しましょう！

確定申告には、ご自宅からパソコン・スマートフォンをご利用いただけます。

e-Taxが便利です。多くの方が訪れる確定申告会場に出向かなくても、マイナンバーカードとICカードリーダライタまたはマイナンバーカード対応のスマートフォンがあれば、e-Taxを利用して申告書を提出することができます。

また、事前に税務署でID・パスワード方式の手続を行っていただけば、マイナンバーカードとICカードリーダライタ等をお持ちでない方でも、e-Taxをご利用いただけます。

来年の確定申告では、感染防止の観点からも、ぜひご自宅からe-Taxをご利用ください。

納税証明書の請求は

自宅で請求、すぐ受け取り！

オンライン請求の手順

①自宅等で請求データを作成

自宅等のパソコンやスマートフォン、タブレット端末で納税証明書データを作成します。

②税務署窓口で本人確認後に受け取り

窓口で書面請求する場合と比べ短い時間での受け取りが可能です。

オンライン請求のメリット

①手数料が安価

1税目 1年度 1枚 370 円（通常400円）

②窓口での待ち時間短縮

各種ご利用件で税務署の窓口が混み合っている場合があります。この機会に納税証明書の請求には、ぜひオンライン請求をご利用ください。詳しく述べます。

問 秩父税務署 22-4433
HPを

